

◆資源エネルギー庁から

「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)に関する」

ハガキまたは、メールが届いたお客様のご対応について

事業計画書の提出方法について 【紙申請マニュアル】

平成29年6月1日
株式会社東急ホームズ

1. 対象のお客様

◆新制度へ移行するための手続きが必要です

共通条件:平成29年3月31日までに認定を受けて売電しているお客様			手続きの要否
太陽光	10kW以上		必要
	10kW未満	平成24年7月1日以降の売電開始	必要
		平成24年6月30日までに売電開始※	不要

※固定価格買取制度が開始される、平成24年7月1日より前に発電をしている事業者(お客様)で、設備IDがFからはじまるもの。

【ご注意】2017年9月末迄に新制度への移行が完了しなければ、売電が出来なくなる場合があります。

事業計画の内容が確認され新制度への移行が完了すると、代行提出依頼書に記載されたメールアドレス宛にメールで通知が届きます。提出から確認完了まで1~2ヵ月程度かかります。
(申請書類に不備がある場合を除きます。)

2. 手続きの期限

◆原則 平成29年9月30日まで

※手続きを行わなかった場合は、認定(売電契約)が失効扱いになる場合があります。

【例外(1)】

平成28年7月1日以降に旧制度での認定を受けた場合
旧制度での認定を受けた日の翌日から9カ月以内に、接続契約の締結が必要です。

【例外(2)】

A.平成28年10月1日～平成29年3月31日の間に電源接続案件募集プロセス等を終えた場合

または、

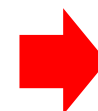
B.平成29年4月1日時点で電源接続案件募集プロセス等に参加している場合
電源接続案件募集プロセス等が終了した日の翌日から6カ月以内に、接続契約の締結が必要です。【例外(2)】の対象となるプロセスについては、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。

3. お客様に準備して頂くもの

◆お客様が既にお持ちの下記書類が必要です

経済産業省から送付される

「**太陽光発電設備に係る設備認定通知書**」に
記載の**設備ID**



経済産業省
①
平成25年01月1日
設備ID
②
③
④

または、

「**電力会社からの購入電力量のお知らせ**」に
記載の**設備ID**



購入電力量のお知らせ
26年3月分 購入電力量 285kWh 発電設備 太陽光
購入予定金額 10,830円
支払予定日 3月25日
設備ID: 00304
前月指し額 00319
差引 285
計器番号 (前) 670
計器番号 (後) 38400
計器番号 (下3桁) 02
0120-99-5770

「**電力需給契約書**」(電力会社から送付される書類)

※電力会社によって名称が異なります。



電力需給契約のご案内(標準例)
契約者
計器ID
設備ID

設備IDが分からない方は、下記に問合せして下さい。

◆JPEA代行申請センター(JP-AC) 電話番号 0570-03-8210

3. お客様に準備して頂くもの

参考資料

①「電力会社からの購入電力量のお知らせ」記載の設備ID等の見方

設備ID、
買取期間起算日

※太陽光電池の出力容量については
契約書を参照下さい。

毎度ご利用いただきありがとうございます

購入電力量のお知らせ

ご使用場所 藤沢市

26年3月分 購入期間 2月4日～3月4日
検針月日 3月5日 (29日間)

購入電力量 285kWh 発電設備 太陽光

購入予定金額 10,830円

支払予定日 3月25日

当月指示数 00304
前月指示数 00019
差引 285

計器乗率(倍)
取替前計量値
契約変更前計量値
計器番号(下3桁) 670

買取単価 38円00銭

お客さま設備情報

○設備ID :
○発電出力 : 4.0kW
○お客さま設備の買取期間起算日 : 平成26年 1月31日

国が定めた買取期間を、上記お客さま設備情報に応じて適用します。

[お客さまから購入を開始した日] 平成26年 1月31日

再生可能エネルギーの固定価格買取制度につきましては、当社ホームページをご覧ください。

当社ホームページアドレス <http://www.tepco.co.jp/>

②買取価格

10kW未満の場合

買取価格: 売電している税抜価格を記入して下さい。電力会社に売電している場合は下表をご参照下さい。毎月お手元に届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)には税込金額が表示されている為、「1.08」で除した金額を記入して下さい。(小数第2位で記入し、第3位以下は切り捨て)

設備認定時期	2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
買取価格(税抜)	38.88円	35.18円	34.25円	32.40円	30.55円
買取価格(税込)	42円	38円	37円	35円	33円
東京・中部・関西電力のみ→				30.55円	28.70円
				33円	31円

<W発電(エネファーム等設置)の場合>

設備認定時期	2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
買取価格(税抜)	31.48円	28.70円	27.77円	26.85円	25.00円
買取価格(税込)	34円	31円	30円	29円	27円
東京・中部・関西電力のみ→				25.00円	23.14円
				27円	25円

10kW以上の場合

買取価格: 売電している税抜価格を記入して下さい。電力会社に売電している場合は下表をご参照下さい。

設備認定時期	2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2015.6.30	2015.7.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
買取価格(税抜)	40円	36円	32円	29円	27円	24円

4. 申請に必要な書類

◆ 下記3つの書類が必要です。

①再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】

(10kW未満 または 10kW以上の太陽光発電)

②代行提出依頼書

③紙様式【みなし認定用】の提出者(お客様)の印鑑証明書

※発行から3カ月以内

設備IDが分からない方は、下記に問合せして下さい。

◆JPEA代行申請センター(JP-AC) 電話番号 0570-03-8210

5. 記入例① 10kW未満の場合

様式第20

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

経済産業大臣 殿

平成 29 年 4 月 1 日
①提出日を記入

②お客様の住所と氏名

連絡先を記入し押印する

※購入電力量のお知らせ記載の
住所・氏名

国税庁ホームページより検索できます

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(ふりがな)
提出者 住所 (〒150 - 0043)

(ふりがな) とうきゅう たろう
氏名 東急 太郎

提出する印鑑証明書と同じ
実印
印

(法人番号： 番号がない場合は不要)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (123) 4567 - 8910 ※携帯可

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

5. 記入例① 10kW未満の場合

再生可能エネルギー発電事業計画			備考
再生可能エネルギー発電事業計画の概要			
設備情報	設備ID	③ S123456A12 設備IDを記入※購入電力量のお知らせに記載されています。	
	設備の所在地 (注1)	④お客様のご住所を記入	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)	⑤例)3.1 契約書記載の太陽電池〇〇kWを記入 小数点第一位まで(第二位切捨て)	
事業内容	接続契約締結日	平成 年 月 日 記入不要(運転開始済みの場合)	
	接続契約締結先	⑥電力会社を記入(基本的には東京電力パワーグリッド)	
	特定(買取)契約締結先	⑦電力会社を記入(基本的には東京電力エナジーパートナー)	
	買取価格(注2)	⑧例)30.55 円/kWh(税抜き) 例は33円00銭・消費税率8%の場合 小数点第二位まで(第三位切捨て)	<input type="checkbox"/> 未定
	運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み ← チェックボックスに☑記入	
	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)			<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。			<input type="checkbox"/>

税抜き価格を記入 消費税5%時は、〇〇円÷1.05、8%時(H26.4月～)は、〇〇円÷1.08

5. 記入例① 10kW未満の場合

この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input checked="" type="checkbox"/>

添付書類 **添付書類は、不要**

全てのチェックボックスに記入

	書類名
接続の同意を証する書類（注4）	

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

6. 記入例② 10kW以上の場合

様式第19

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電を除く)

経済産業大臣 殿

平成 29 年 4 月 1 日

①提出日を記入

②お客様の住所と氏名を記入

(ふりがな) 提出者 住 所 (〒150 - 0043)

(ふりがな) とうきゅう たろう
氏 名 東 急 太 郎

提出する印鑑証明書と同じ
実印
印

国税庁ホームページより検索できます
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(法人番号: 番号がない場合は不要)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (123) 4567 - 8910

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

6. 記入例② 10kW以上の場合

再生可能エネルギー発電事業計画

※複数地番がある場合は、他○筆と記入し、
代表地番を含めた全ての地番を記載した別紙を添付する。

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考	
設備情報	設備ID	③ S123456A12 設備IDを記入	
	設備の所在地 (注1)	④お客様のご住所を記入	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW) (注2)	⑤例) 10.2 契約書記載の太陽電池〇〇kwを記入 小数点第一位まで(第二位切捨て)	
	風力発電設備の型式番号 (注3)	記入不要	
	事業区域の面積(m ²)	⑥屋根置き太陽光発電の場合、発電設備が設置されている屋根の面積、 又は、その建造物の建築面積(延べ床面積や敷地面積ではありません。)	
事業内容	接続申込み日	平成 年 月 日 ⑦電力需給契約書に記載の申込日	
	接続契約締結日	平成 年 月 日 ⑧記入不要(運転開始済みの場合)	
	接続契約締結先	⑨電力会社を記入 ※東京電力の場合のみ「東京電力パワーグリッド」	
	電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 (エリア名:) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	工事費負担金	⑩通常は「0円」ですが、設置時に電柱への変圧器設置や電線の張替東野工事が必要で電力会社に工事負担金をお支払いをされた場合はその金額を記入して下さい。	
	連系工事期間	記入不要	

基本的には無にを入れる。

電力会社より、電源接続案件募集プロセスへの参加の通知があった場合は、有にを入れる。

6. 記入例② 10kW以上の場合

特定（買取）契約締結先		<input type="checkbox"/> 未定	
買取価格（注4）	例)36 円/kWh（税抜き）	<input type="checkbox"/> 未定	例は36円の場合（H25年度）
運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み	← 全てのチェックボックスに☑記入	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。			
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注5）		<input checked="" type="checkbox"/>	
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input checked="" type="checkbox"/>	
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。		<input checked="" type="checkbox"/>	
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		<input checked="" type="checkbox"/>	
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。		<input checked="" type="checkbox"/>	
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		<input checked="" type="checkbox"/>	
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		<input checked="" type="checkbox"/>	
この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】		<input checked="" type="checkbox"/>	
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		<input checked="" type="checkbox"/>	
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】		<input checked="" type="checkbox"/>	

6. 記入例② 10kW以上の場合

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注6）	資料の添付は不要です。（印鑑証明書と代行提出依頼書の添付は必要です。）

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
- (注3) 出力20kW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。
- (注4) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注5) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

7. 記入例③ 代行提出依頼書

代行提出依頼書

平成 29年 4 月 1 日

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

お客様の住所と氏名を記入し押印する
※実印でなくても良い

(依頼者)
住所 東京都渋谷区道玄坂 ○-○-○
氏名 東急 太郎 印 ←押印
(法人番号:)
電話番号: 01-2345-6789
メールアドレス: 0123@456789.com
FAX番号: 01-2345-6780

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画の内容に係る提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】

なお、当方から貴社に別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記設備設置者の承諾を受けております。

記入不要

(設備設置者情報)
設備設置者名:
メールアドレス:
FAX番号:

添付無に☑を入れる

※平成29年3月31日までに売電をしていない方は添付が必要

(添付書類)

書類名称	
接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付有り <input checked="" type="checkbox"/> 添付無し

※どちらかにチェックしてください。

8. 書類の送付先

①再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】

(10kW未満 または 10kW以上の太陽光発電)

②代行提出依頼書

③紙様式【みなし認定用】の提出者(お客様)の印鑑証明書

※発行から3ヵ月以内

上記3点を下記宛先へ郵送でお送りください。※必ず郵送でお願いします。

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2丁目6番33号

NTT船橋湊ビル2階